

マージン率等に係る情報提供

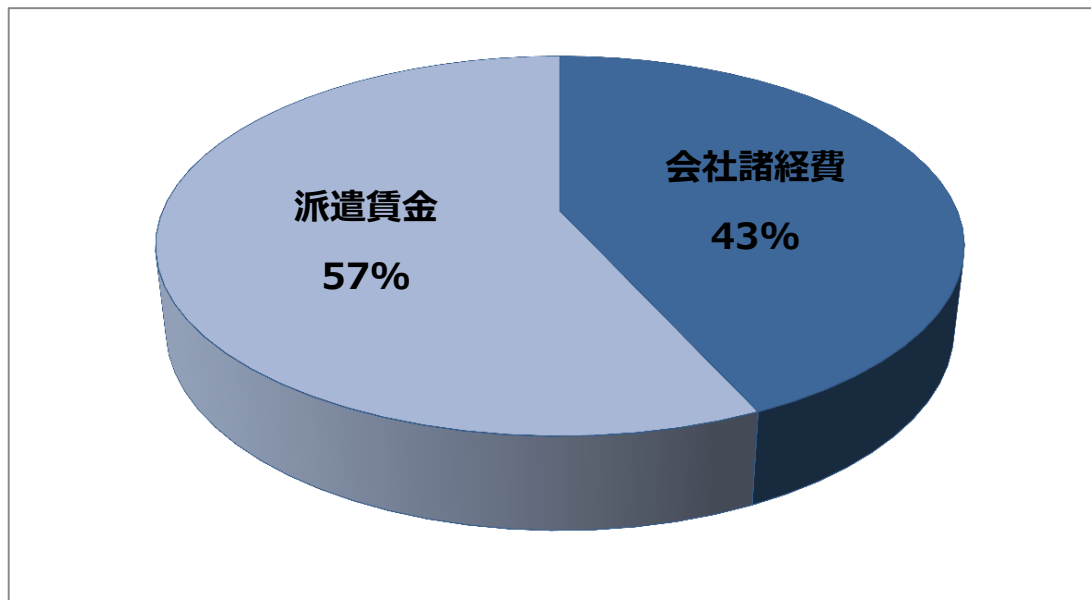
労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供致します。

株式会社ネスト

○派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)



労働者派遣の料金(1日8時間あたりの平均)	¥22,331
派遣労働者の賃金(1日8時間あたりの平均)	¥12,683
マージン率	43%

会社諸経費とは

社会保険料	健康保険	厚生年金	介護保険	労災保険	雇用保険	退職金制度
有給休暇費用	年次有給休暇取得時かかる賃金（派遣先へは請求できません）					
会社運営経費	健康診断費用	募集費用	就業管理費用	営業費用	事務所費用	
営業利益	派遣料金から上記項目を差し引いた利益					